

公益財団法人長崎県産業振興財団  
スタートアップ支援有識者（メンター）活用事業実施要綱

（事業の目的）

第1条 本事業は、経済成長につながる新しい需要創造や県外需要獲得による急成長を目指すスタートアップ企業や中小企業者等が抱える様々な問題（経営、技術、人材、情報化等）に対してスタートアップ支援有識者（以下、メンターという。）を活用し、適切な診断・助言を行うことにより問題の解決を図り、スタートアップ企業や中小企業者等の急成長を促進することを目的とする。

（対象事業者）

第2条 本事業の対象となる事業者は、急成長を目指す県内に事業所を有する事業者又は県内で創業を予定する者（以下、支援対象者という。）であり、次の要件に該当するものとする。

- （1）活用申請に基づき、経営的・技術的診断及び助言が必要と認められるものであること。
- （2）地方自治体及び中小企業支援機関等による活用要請で、支援が必要と認められるものであること。

（メンターの活用申請）

第3条 メンターの活用を希望する者は、公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「財団」という。）にメンター活用申請書（様式第1号-1）及び事業計画書（様式第1号-2または様式第1号-3）を提出しなければならない。

（事前調査の実施）

第4条 財団は、前条の規定による申請書の提出があったときは、活用申請者に対して事前調査を行い、その結果についてメンター活用事業事前調査書（様式第2号）を作成することとする。

（活用の決定）

第5条 財団は、メンター活用申請書の内容が次の各号に該当するか適否を審査し、活用を決定するものとする。

- （1）県外市場へのビジネスの拡大が見込まれ、革新的なビジネスモデルを有する創業（予定）又は中小企業者等で経営革新等を行い経営力の向上が見込まれること。
  - （2）メンター活用により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- 2 財団はメンター活用を決定した場合において、財団に事前に登録されたメンターに対しスタートアップ支援依頼書（様式第3号）により依頼するとともに、支援対象者にメンター活用決定通知書（様式第4号）により通知する。

（活用期間及び限度）

第6条 メンター活用を行う期間は、同一年度内において支援対象者（1者または1企業）につき支援開始日から6ヶ月間を限度とする。

- 2 支援対象者に対するメンター活用限度は、前項に定める期間中の15時間までとし、活用申請に基づき、1名または複数名のメンターで行うこととする。
- 3 支援対象者（1者または1企業）につき、同一年度内最大2回まで活用申請をすることができる。但し、2回目の活用申請は、第1項に定める1回目の活用期間経過後かつ第1条に定めるメンター活用結果報告書（様式第7号）の提出が完了している場合に限る。

（支援場所及び方法）

第7条 支援対象者は原則、CO-DEJIMA（長崎市出島町2番11号出島交流会館2階）で支援を受けるものとする。また、メンターは原則として、財団が指定するWEB会議ツールを利用するなど、オンラインにて指導しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、対面指導が必要な場合は、支援対象者またはメンターがメン

ター活用事業対面支援許可申請書（様式第5号-1）を財団に提出し、財団の許可を受けなければならない。

（支援計画書の作成）

第8条 メンターは、初回の診断・助言終了後に支援計画を立てることとし、速やかにメンター活用事業支援計画書（様式第5号-2）を作成し財団に提出しなければならない。

（決定事項の変更及び中止）

第9条 支援対象者は、メンターの決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、直ちに財団に対し報告、相談しなければならない。

2 財団は、前項の場合において支援対象者等に必要な指示を出すなど、適切に処理するものとする。

（メンターの業務報告）

第10条 メンターは、各回の診断・助言を実施した後、速やかにメンター活用業務報告書（様式第6号）により財団に報告しなければならない。ただし、3月中に診断・助言を実施した場合は、3月15日までに財団に報告しなければならない。

（支援対象者の報告）

第11条 支援対象者は、メンターによる診断・助言がすべて完了後、メンター活用結果報告書（様式第7号）により財団に報告するものとする。

（謝金等）

第12条 メンターの謝金単価は、指導時間1時間あたり11,000円とし、旅費は公益財団法人長崎県産業振興財団の職員等の旅費に関する規程に準じて支給するものとする。

2 財団は、すべての診断・助言が終了し、メンター活用業務報告書（様式第6号）の提出を確認したうえで、謝金及び旅費（以下、謝金等）の額をメンター活用に係る謝金等通知書（様式第8号）によりメンターに通知し、謝金等を支給するものとする。

（機密保持）

第13条 メンターは、本事業により知り得た支援対象者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は財団が別に定める。

（附則）

この要領は、令和2年4月18日から適用する。